

別表 [FENIC S C l o u d P r o t e c t リージョナルファイアウォール]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、甲が甲設備から、乙が提供するファイアウォール装置に接続し、インターネットへ接続するにあたり、別途乙が提示する「FENIC S C l o u d P r o t e c t リージョナルファイアウォール サービス詳細説明書」（以下「サービス詳細説明書」という）に記載の提供機能（以下「提供機能」という）を利用できるようにするネットワークサービスです。

FENIC S C l o u d P r o t e c t リージョナルファイアウォール

- └─基本サービス
 - ├─初期サービス
 - └─利用サービス
- └─オプションサービス
 - ├─S y s L o g 転送オプション
 - ├─初期サービス
 - └─利用サービス
 - └─データセンター接続オプション
 - ├─初期サービス
 - └─利用サービス
- └─設定変更サービス

3. サービス実施の前提条件

- (1) 甲は、サービス詳細説明書および提供機能の内容についてあらかじめ確認するものとします。
- (2) 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中にサービス詳細説明書および提供機能が予告なく変更される場合があることを了承するものとし、サービス詳細説明書および提供機能の変更により本ネットワークサービスの操作方法に変更が生じた場合であっても、乙に対してなんら異議をとなえないものとします。また、本書とサービス詳細説明書とで異なる定めがある場合、サービス詳細説明書の定めが優先して適用されるものとします。
- (3) 甲は、甲設備をファイアウォール装置に接続するための、本別表およびサービス詳細説明書記載の条件を満たす甲設備の準備と設定を甲の費用と負担で行うものとします。当該条件には、ファイアウォール装置に接続するための技術的要件、標準仕様および利用者要件が含まれます。
- (4) 甲は、次の各号に定める条件にあらかじめ同意し、これを遵守するものとします。
 - a. 本ネットワークサービスを甲自身の業務のためにのみ利用し、第三者の利用の目的やその他の目的に利用しないこと
 - b. 本ネットワークサービスについて適用される運用条件、ポリシーおよび手順（以下総称して「運用条件等」）に従うこと。なお、運用条件等は本別表で定めるまたは本別表が参照する情報、サービス詳細説明書に記載の情報、本ネットワークサービスを利用するために乙が甲に限定して開示するウェブページ（以下「サービスポータル」という）上で公表する情報、および乙がE-m a i l等で甲に通知する情報を含みます。
- (5) 甲は日本国内の法人であるものとします。
- (6) 甲は、本ネットワークサービスを利用する国または地域で適用される法律に従うものとします。
- (7) 甲は、本ネットワークサービスに関する甲の窓口として定める管理者（以下「甲管理者」という）をあらかじめ選定し、乙に通知するものとします。また、甲は、甲管理者に変更がある場合は、事前に乙に通知するものとします。
- (8) 乙は、甲が本ネットワークサービスを利用することにより乙が甲のために準備するサービスポータル、その他のハードウェアやソフトウェア、および、乙が本ネットワークサービス提供のために利用しているエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のSmart Data Platformサービス(Enterprise Cloud2.0サービス)（以下「ECL環境」という）から構成されるシステム（以下総称して「乙サービス環境」という）に保存されるデータ（以下「甲データ」という）について、本ネットワークサービスを実施するために必要な範囲で閲覧および使用することができるものとします。また、乙は、法令により第三者への甲データの開示を要請された場合、当該要請にかかる範囲内で甲データを第三者に開示することができるものとします。
- (9) 甲は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から乙へのECL環境の提供条件の変更に伴い、乙が本ネットワークサービスのサービス詳細説明書、提供機能または契約金額を変更することがあることを了承するものとします。また、契約金額が変更となる場合、甲は、乙からの申し出に従い、変更契約の締結に応じるものとします。
- (10) 甲は、乙が甲データについて乙所定の条件に合致するファイルを分析するために、乙が甲データを日本国内および米国内のデータセンターに設置される乙所定のファイル分析装置へ伝送することを了承するものとします。また、甲は、乙が甲データを分析して作成したファイルセキュリティに関するデータについて、甲が利用者であることが特定することができないよう加工または匿名化したうえで（加工または匿名化した後のデータを「匿名化済の甲データ」という）、乙が甲を含む本ネットワークサービスの利用者のために使用することにあらかじめ同意します。また、甲は、乙が当該利用者に対する本ネットワークサービスの性能等を向上させるために、当該利用者、乙の委託先、または、外部のセキュリティ関連の研究者等に対して、匿名化済の甲データを開示し使用させることを、あらかじめ承諾します。

4. ネットワークサービスの内容

- (1) 基本サービス
 - a. 初期サービス
 - ア. サービス機能設定
乙は、甲がサービス詳細説明書記載の基本提供機能を利用できるよう、乙所定の設定を行います。
 - イ. 甲管理者IDの発行
乙は、甲管理者が本ネットワークサービスポータルを利用する際に使用するIDおよびパスワード（以下「管理者ID等」という）を甲に提供します。
 - b. 利用サービス
 - a. インターネット接続機能
乙は、甲がファイアウォール装置からインターネットへ接続するためのサービス詳細説明書記載のインターネット接続を提供します。
 - b. セキュリティ機能
乙は、サービスユニットを単位として基本提供機能を継続的に提供します。
- (2) S y s L o g 転送オプションサービス
 - a. 初期サービス
乙は、サービス詳細説明書記載のS y s L o g 転送機能を利用できるよう、乙所定の設定を行います。
 - b. 利用サービス
乙は、サービスユニットを単位としてS y s L o g 転送機能を継続的に提供します。
- (3) データセンター接続オプションサービス
 - a. 初期サービス
乙は、甲設備の内、サービスユニット毎に甲が指定する一つの甲設備（以下「データセンター」という）に対して、ファイアウォール装置に加えて他の甲設備と通信できるよう、乙所定の設定を行います。
 - b. 利用サービス
乙は、データセンターと他の甲設備との通信機能を継続的に提供します。
- (4) 設定変更サービス
乙は、(2)項または(3)項記載のオプションサービスに対し、甲が指定する設定変更を行います。

5. 料金月、実施期間、利用数および利用金額

- (1) 本ネットワークサービスの料金月は、毎月1日から末日までとします。

- (2) ネットワークサービス利用規約第7条の定めに関わらず、本ネットワークサービスにおける利用サービスの実施期間は対象となるサービスユニットごとに定めるものとします。基本サービス、S y s L o g 転送オプションサービスおよびデータセンター接続オプションサービスのそれぞれのサービスユニットごとの利用サービスの実施期間は、乙が甲から申し込みを受けて当該サービスユニットにかかる準備を行い甲に対して利用可能となった旨の通知をした日(以下「開通日」という)から1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。なお、実施期間中において、基本サービスの利用サービスが終了した場合、S y s L o g 転送オプションサービスおよびデータセンター接続オプションサービスのそれぞれの利用サービスの実施期間も同時に終了するものとします。
- (3) ネットワークサービス利用規約第7条の定めに関わらず、本ネットワークサービスの利用サービスの基本実施期間は、当該利用サービスの対象となるサービスユニットの開通日から1年間とします。甲は、基本実施期間満了前に当該利用サービスを中途解約する場合(利用サービスの対象となるサービスユニットの一部の利用を終了することを含む)、当該中途解約により終了する利用サービス(前号なお書きにより終了する利用サービスを含む)にかかる明細表記載の従量払契約金額に残存期間年数を乗じた金額に相当する金額を中途解約料として、中途解約日までに、乙に支払うものとします。なお、甲が利用サービスを中途解約する場合(利用サービスの対象となるサービスユニットの一部の利用を終了することを含む)、基本実施期間中か基本実施期間経過後かを問わず、甲は中途解約日を当該中途解約日の1か月前までに、書面をもって乙に通知するものとします。
- (4) ネットワークサービス利用規約第8条第3項第(3)号の定めに関わらず、基本サービスのうち利用サービスの毎料金月の従量払利用金額は、第(2)号に定める実施期間中における毎料金月の初日において甲が利用可能なサービスユニットの数に、明細表記載の単価を乗じた金額とし、毎料金月の初日に発生するものとします。
- (5) 甲がS y s L o g 転送オプションサービスの利用サービスを契約している場合における当該利用サービスの毎料金月の従量払利用金額は、前号により定めるサービスユニットの数に、明細表記載の単価を乗じた金額とし、毎料金月の初日に発生するものとします。
- (6) 甲がデータセンター接続オプションサービスの利用サービスを契約している場合における当該利用サービスの毎料金月の従量払利用金額は、前号により定めるサービスユニットの数に、明細表記載の単価を乗じた金額とし、毎料金月の初日に発生するものとします。(7) 甲は、各利用サービスのサービスユニットの数を追加または減少を新規に利用する、または利用数を追加する場合、乙の定める期日までに、乙所定の方法で乙に当該サービスユニット数(以下「申込数」という)を通知するものとします。
- (8) ネットワークサービス利用規約第8条第3項第(3)号の定めに関わらず、基本サービスにおける初期サービスの従量払利用金額は、次項による当該初期サービスの終了時に、終了した初期サービスの数に、明細表記載の単価を乗じた金額が発生するものとします。

6. 初期サービスの終了

乙は、各初期サービスの作業終了後、すみやかにE-m a i lによる開通通知(以下「開通通知」という)により、作業の終了を甲に報告するものとします。甲は、当該開通通知の受領後すみやかにその内容を確認するものとします。当該内容の確認をもって当該初期サービスの終了とします。

7. サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける各利用サービスの提供時間帯は24時間365日とします。

8. サービスの停止

乙は、次のいずれか一つの事由に該当したとき、事前の通知なく、ただちに本ネットワークサービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。また、当該事由が十分かつただちに解消されない場合、乙は書面による通知により、ただちに本ネットワークサービス契約の全部または一部を解約できるものとします。本ネットワークサービスの停止期間中も、本ネットワークサービス契約が解約されるまでの間、本規約に定める条件に従い、本ネットワークサービスにかかる支払い継続するものとします。なお、乙は、本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、基本実施期間満了前に、乙が本項により本ネットワークサービス契約を解約する場合、甲は第5項第(3)号に定める中途解約料金を、ただちに乙に支払うものとします。ただし、基本実施期間満了後はこの限りでないものとします。

- a. 甲または利用者による本ネットワークサービスの利用により本ネットワークサービスもしくは第三者にセキュリティリスクを生じさせる場合
- b. 甲による本ネットワークサービスの利用が詐欺的である場合
- c. 本ネットワークサービスの利用が乙もしくはそのグループ会社に何らかの責任を生じさせる場合
- d. 甲または第三者が、支払義務の不履行があった場合、その他、本ネットワークサービス契約(ネットワークサービス利用規約、本別表、サービス詳細説明書等を含む)の定めの一つでも違反した場合
- e. 甲が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがある、または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかる場合(当該状況について乙が認める形で解消されるまで)

9. サービスに関する問い合わせ

(1) 技術サポート

乙は、本ネットワークサービスの実施期間中、甲サービス管理者からの本ネットワークサービスに関する仕様または設定方法に関する質問を、甲管理者を窓口として、E-m a i lで受け付けるものとします。なお、E-m a i lによる問い合わせの受付時間帯は24時間365日、回答時間帯は平日9:00~17:00とします。なお、乙は、本別表に定められている以外の甲が個別に導入したサービスおよびソフトウェア、本ネットワークサービスと組み合わせて使用されるソフトウェア、または乙サービス環境の内部構造に関する質問について、技術サポートを提供する義務を負わないものとし、甲は、自己のアプリケーションならびに本ネットワークサービスを利用するために甲または利用者が使用するソフトウェア、A P I、情報処理装置、情報記録装置等に関する技術サポートについて、自ら責任を負うものとします。

(2) 障害受付

本ネットワークサービスに障害が発生した場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、甲管理者のみを窓口として、電話で受け付けるものとします。なお、電話による問い合わせの受付時間帯は、24時間365日とします。また、甲設備の設定、動作不良等についてはサポート対象外となります。

10. 本ネットワークサービスに対する乙の責任

- (2) 本ネットワークサービスの利用不能、その他本ネットワークサービスに関して乙が甲に対して負う損害賠償責任は、ネットワークサービス利用規約第19条および前各号の定めがすべてであり、乙は前各号に定める責任のほかは何ら責任を負わないものとします。
- (3) 本ネットワークサービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、すでに発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲は、本ネットワークサービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

11. 免責

本ネットワークサービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由(ただし、これに限られない)であり、乙は、当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- (1) 甲が本ネットワークサービス契約(ネットワークサービス利用規約、本別表、サービス詳細説明書等を含む)に定める義務を遵守しないことに起因して障害、不具合、利用不能となった場合
- (2) E C L環境に起因して本ネットワークサービスに障害もしくは不具合等が生じた場合、または、利用不能となった場合
- (3) 甲が第3項の条件を満たさないことに起因して本ネットワークサービスの提供ができない場合、または中断した場合
- (4) サービス利用規約第26条に定める本サービスの提供の中断を行った場合

12. 不可抗力

甲および乙は、本ネットワークサービス契約に基づく金銭債務以外の義務の履行遅延または履行不能につき、当該遅延または不履行が自己の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。当該原因には、第三者による攻撃および違法行為、または自然災害、戦争、暴動、紛争、テロ行為、労働争議その他の産業騒乱、封鎖、通商停止、政府の行為もしくは命令、停電、火災、その他ネットワーク、装置またはソフトウェアの故障または誤作動を含むものとします。

13. 乙による契約の解除

乙は、次のいずれか一つにでも該当したとき、甲に通知することにより、損害賠償責任その他何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 乙が本ネットワークサービス提供のために利用しているECL環境について、乙とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約が理由の如何を問わず終了したとき
- (2) 上記a.の他、本ネットワークサービスを提供するために使用しているサービス、ソフトウェアもしくはその他技術を提供している第三者と乙の関係が理由の如何を問わず終了したとき、または、本ネットワークサービスの一部として当該サービス、当該ソフトウェアもしくはその他技術の提供方法を変更する必要があるとき
- (3) 甲もしくは利用者による本ネットワークサービスの利用、または甲もしくは利用者に対して本ネットワークサービスを提供することが、法規制上の理由から、実行できないと乙が判断したとき

14. 安全保障輸出管理

ネットワークサービス利用規約第24条の定めに加え、甲は、本ネットワークサービスの利用について適用されるすべての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。甲は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本ネットワークサービスへのアクセスまたはその利用に関連して乙から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

15. サービス終了時のデータの取り扱い

乙は、本ネットワークサービスの終了時に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータ（第三者サービス環境に格納されて通信履歴データを含む）を消去するものとします。甲は、当該データが必要な場合、本ネットワークサービスの実施期間中に、サービス詳細説明書に従い、当該データをダウンロードしておくものとします。

16. 知的財産権の帰属

- (1) 本ネットワークサービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等にかかる知的財産権は、乙または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属するものとします。甲は、当該ソフトウェアおよびコンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、複写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、複製送信（送信可能化を含む）、その他、非公開の内部構造を解析する行為を行ってはならないものとします。
- (2) 本ネットワークサービスの一部において、甲は、本ネットワークサービスにおいて利用することができるライセンサーのソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあるものとします。甲は、本ネットワークサービスにより提供されるライセンサーのソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む）を使用するにあたり、乙が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス詳細説明書等において、本ネットワークサービスの利用方法および本ネットワークサービス上で動作するもしくは本ネットワークサービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または制約が規定されることがあり、甲および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。
- (3) 乙は、ライセンサーによるソフトウェア・ライセンスまたは当該ソフトウェアのサポートの満了または終了等により、当該ソフトウェアの提供を終了することができるものとします。このとき、乙は、甲に対して、その旨を事前に通知するものとし、甲は、当該ソフトウェアの提供終了期日までに当該ソフトウェアの利用を停止し、技術的に可能である場合には当該ソフトウェアを削除するものとします。なお、当該提供終了期日後も甲において停止および削除が実施されなかった場合、乙は、当該ソフトウェアが格納された甲設備からのアクセスを乙の裁量でアクセス制限することができるものとします。
- (4) 甲は本ネットワークサービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供したドキュメント（それらの著作権も乙に帰属します）の全部または一部を複製することができます。（ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く）
- (5) 甲は、本ネットワークサービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等を、本ネットワークサービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用すること、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方、使用しないこととします。
- (6) 甲は、本ネットワークサービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等の、著作権と商法表示を含む全ての知的財産権の表示および免責事項を削除してはならないものとします。

17. 情報セキュリティ

- (1) 乙は、乙サービス環境（ただし、ECL環境を除き、以下「乙保有サービス環境」という）に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本ネットワークサービスおよび甲データの情報セキュリティに関する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙保有サービス環境の内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は、情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。
- (2) 甲は、乙保有サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙保有サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は、ただちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は、脆弱性が乙保有サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。
- (3) 乙は、甲による本ネットワークサービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

18. 通知

- (1) 本ネットワークサービス契約に基づく乙から甲に対するすべての通知は書面（E-mailによる送信、本ネットワークサービスポータルへの掲示等を含む）により、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。
- (2) 本ネットワークサービスポータル上での通知は、情報を掲載した時点で、乙から甲に通知されたものとみなすものとします。
- (3) 乙から甲に対するE-mailによる通知は、別途当該E-mailに記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなすものとします。

19. 乙グループによる情報共有

乙およびその委託先は、どの地域で活動しようとも、本ネットワークサービス契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を保持することができるものとします。

20. 通信の秘密等

- (1) ネットワークサービス条項第7条第2項第(6)号として、次の内容を加えるものとします。
乙が本ネットワークサービスの実施の過程で得た情報の集計および分析を行い、統計資料を作成し、ネットワークサービス、乙サービス環境、ならびに、乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用、および、処理する場合
- (2) ネットワークサービス条項第7条第2項第(7)号として、次の内容を加えるものとします。
乙が本ネットワークサービスの実施の過程で得た情報を、当該情報が甲の情報であることが識別できないように加工したうえで、情報セキュリティの研究、開発、改善、啓蒙、または、その他の目的のために利用、および、公表する場合
- (3) 本ネットワークサービスは、甲のデータ通信を判別するために、必要な情報（IPアドレス、ポート番号、通信パケットのヘッダ情報、添付ファイル、等）を、機械的かつ自動的に識別し、通信履歴の記録を取得すること（以下「通信の記録」という）をしています。甲は、本ネットワークサービスを利用する全ての利用者一人一人から、通信の記録を行うことについて同意を得ていることを保証するものとします。乙は、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因する一切の責任を負わないものとします。また、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因して乙に生じた損害について、甲は賠償責任を負うものとします。

21. 個人情報保護

ECL環境における甲の個人情報の取扱いについては、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の「Smart Data Platformサービス利用規約」（<https://www.ntt.com/tariff/comm/>）第34条に準じて取扱われることに同意するものとします。また、甲データの取扱いをエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社がその委託先に委託する場合があることに同意するものとします。

2.2. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
CloudProtect リージョナルファイアウォール 初期費	NS2F300S		従量料金制（従量払）	式
CloudProtect リージョナルファイアウォール 利用料	NS2F300G		従量料金制（従量払）	式
CloudProtect リージョナルファイアウォール SysLog転送オプション 初期費	NS2F301S		従量料金制（従量払）	式
CloudProtect リージョナルファイアウォール SysLog転送オプション 利用料	NS2F301G		従量料金制（従量払）	式
CloudProtect リージョナルファイアウォール データセンター接続オプション 初期費	NS2F302S		従量料金制（従量払）	式
CloudProtect リージョナルファイアウォール データセンター接続オプション 利用料	NS2F302G		従量料金制（従量払）	式
CloudProtect リージョナルファイアウォール 設定変更費	NS2F303S		従量料金制（一括払）	式

[変更内容]

(2019年12月2日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
ID	Identifier

以上